

令和2年度 第2回 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

1 日時

令和2年8月26日 水曜日

14時00分から15時30分まで

2 出席者

(1) 委員

濱田 竜也 会長、宮本 篤子 副会長、大津 直之 委員、鈴木美智子 委員、井川 宏 委員、篠塚 博道 委員、岡崎 洋子 委員、櫻井 寿一 委員、岩井 謙詞 委員、池上 諄一 委員、紺野 好美 委員、塩谷 節子 委員、麦倉 顕子 委員（全16名中13名出席）

(2) 事務局（市）

早川健康福祉部長

高齢者支援課 木村課長、君島課長補佐兼介護予防係長、武林主任保健師、晴山主任保健師、中山主事、石倉保健師、桜山会計年度任用職員

介護支援課 豊田健康福祉部次長兼介護支援課長、竹之内課長補佐、佐々木主任主事、鈴木主事

(3) 地域包括支援センター

北部地域包括支援センター 石川 渉センター長

北部西地域包括支援センター 高橋 和美センター長

中部地域包括支援センター 土谷 しのぶセンター長

東部地域包括支援センター 崎尾 直子センター長

南部地域包括支援センター 中尾 陽子センター長

北部西地域包括支援センター受託法人 社会福祉法人あかぎ万葉中理事

3 議題等

- (1) 【報告事項】流山市地域包括支援センターの職員の変更について
ア （事務局より説明）資料1のとおり。

イ 事前意見
(事務局)

岡崎委員のご意見の「一人も保健師がいない地域包括支援センターがあるのはなぜか。」について。流山市では流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例により、保健師その他これに準ずる者を置いている。三職種の「準ずる者」については、全国的に、社会福祉士と主任介護支援専門員に比べ、保健師はまだ充足していない状況が見られている。流山市も同様に、保健師を配置しているのは、令和2年9月1日時点で5センターのうち2センター。

保健師に準ずる者については、「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。」と規定され、令和元年度からは、「高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する」ことも追加されました。受託法人に対して、新規に職員を募集する際には、保健師の配置を求めている。また、看護師の場合には、令和元年度からの追加事項を含めて、職務経歴を確認している。

紺野委員のご意見の「事務員1名となっているが、地域包括支援センター専任なのか。兼務しても1名とするのか。」について。事務員についてはいずれの地域包括支援センターも他の業務と兼務しており、兼任。

宮本委員のご意見の「流山市に限らず、地域包括支援センター職員の退職者が多い。差支えない範囲で理由等蓄積してみたらどうか。」について、包括支援センターの業務量や業務内容のギャップが主な理由と認識している。今後、理由の蓄積から分析するなど取り組みたいと考える。

北部西地域包括支援センターについてのご意見として、岩井委員より「内容を精査の上で職員が安定して地域活動ができるようにされたい。」、麦倉委員より「引継ぎ等も十分ではないことも考

えられることから業務に支障をきたさないよう問題点を解決されたい。」、紺野委員より「昨年度地域の人達への周知に従事した2名が交替となり地域の人達が困惑するのではないか。職員のスキルアップを図られたい。」と、ご意見をいただいている。

地域包括支援センターと高齢者支援課で、毎月1回の包括連絡会を開催し、情報交換を行い、スキルアップを図っている。高齢者支援課においては保健師の地区担当を決め、必要に応じ各地域包括支援センターからの相談に応じるようにしている。困難なケースなどは、地域包括支援センターと連携を図り対応をしている。

また、北部西地域包括支援センターにおいては、ご指摘のように職員の変更が出ているが、引継ぎにあたっては退職日より前に着任し、引き継ぎ期間を設ける等、努力しているものと認識している。北部西地域包括支援センターが設置されて1年5ヶ月という期間なので、職員が定着して地域住民の方たちに寄り添った活動が継続できるよう、市としても、地域包括支援センターから相談をしていただいたり、市からも声をかけるなどし、より連携し対応していきたいと考えている。

ウ 協議

(宮本委員)

職員の退職者が全国的に多いことについて。地域包括支援センター同士や市で話し合いの場などないのか。職員の入れ替わりが多いとノウハウが継承されないので、職員が安定するための体制を考えたほうが良いのではないか。

(濱田会長)

他市でも同じように職員の退職があり、実際に相談に来るようなこともある。業務は増えていく状況であるが、人を増やすのにもお金が必要なので限りがある。市と地域包括支援センターとで知恵を絞りより良い運営をしてほしい。

(中理事)

職員の安定しないことについて、引き継ぎ期間を設けることや実際の業務の説明を採用時にしっかり説明することを意識しているが、今後より意識していく。また他地域包括支援センター、市との連携、助言をもらいながら運営をしていく。組織の開設直後

は職員も業務も安定しないという難しさもあるが、業務の安定にと共に職員が安定できる体制を作れるようにしていく。

(濱田会長)

地域に皆様に対して何が良いのかということが一番を考えて、今後円滑な運営ができるよう、運営協議会として支援していく。

(2)【協議事項】令和元年度事業実績・令和2年度事業計画について

ア (各地域包括支援センター長より説明) 資料2のとおり。

イ 事前意見

(事務局)

岩井委員より「各センターにおいては、令和元年、2年と、経年の活動経験により、安定的かつ意欲的に取り組まれているものと思います。」と、御意見いただいている。

ウ 協議

(宮本委員)

議題1の意見について、職員の退職について個々の事業所の責任であるということではない。

(櫻井委員)

南部地域包括支援センターの老い支度講座というのは終活に関する事か。

(南部地域包括支援センター長)

はい。エンディングノート等を使い、老いについて考えるもの。

(櫻井委員)

終活については積極的に老人会としても進めているところ。包括しても進めていくのはありがたいこと。職員が地元で密着できないまま退職してしまうケースが流山市に限らず多い。接点があるようなものを催されると地域とのつながりができて職員も定着しやすいのではないかと考える。今後もぜひ進めてほしい。

(鈴木委員)

介護施設としてみても、包括の業務が多岐に渡り困難であると感じると共に、包括にしかできないこと等力添えをいただき大変ありがたいと感じている。この場を借りて感謝を申したい。

- (3)【協議事項】指定地域密着型サービス事業所の指定更新(2件)について(鈴木委員は議題の当該事業所代表のため一時退席)
- ア (事務局より説明)資料3のとおり。

- (4)【報告事項】指定介護予防支援等の一部委託の状況について
- ア (事務局より説明)資料4のとおり。

イ 事前意見

(事務局)

宮本委員のご意見の「介護予防の視点から、もっと他事業所に振り分けたらどうか。」について。委託先としては市内の居宅介護支援事業所ほぼすべてが委託先となっているが、委託件数については、ばらつきがある。一部委託は包括と事業者の合意に基づく契約のため、振り分けをどこかの事業所に強制することはできない。一部委託が負担になっている事業所があれば、個別に対応していきたいと考える。

ウ 協議

(宮本委員)

事前意見に関して。資料について利益を受けているように書かれているが実際は不利益を請け負っていると言え、業務的にも指定介護支援に関して決して楽ではない業務の中で収入は減るような事態となり、断る事業所も多い。その中で地域や地域包括支援センターのために引き受けている事業所がある。介護予防の観点から、要介護の方にも介護予防が必要であり、介護度を軽くしていくように多くの事業所が介護予防に興味を持つ流れがあると思いい意見したものである。

(事務局)

今後検討していく。

(濱田会長)

一部委託について上下限など適正な数字はあるのか。

(事務局)

一部委託について明確に示されている物はない。参考までに指定居宅介護支援の特定事業所集中減算という数字を引き合いに出しているところ。

(濱田会長)

地域包括支援センターの業務量の多さや一部委託を断る事業所も出てきているという状況の中で市と包括と居宅介護支援事業所とでお互いに話し合い協力できる状況となればよいと思う。

(早川健康福祉部長)

居宅事業所への委託が断られるのはここ2, 3年ぐらいで良く聞く。対象者が増えてきている中でケアマネジャーの減少がある。国でも課題ととらえている。介護予防という観点から地域包括支援センターの大きな責務として自立を目指して包括的な支援をするという役割がある。地域包括支援センターの業務が拡大する中で、介護予防ケアプランまで担うものでないという意見もあったが、本来の立ち上げの意図からも今回の法改正でも地域包括支援センターとしての業務として残った。利用者が地域で生活し続けられるような地域づくりとして、介護予防ケアプランを引き受けることに非常に有意義であることを、各事業所に感じていただけるようにしていきたい。

4 その他

次回の運営協議会については、年間予定で、第3回運営協議会を11月18日としていたが、9月30日に開催予定とする。